墓石等施工基準について

川西市公営霊園では、墓石等を設置する場合の制限を設けていますので、下記基準図のとおり施工してください（公営霊園使用規程施行要領第6条第3項各号）。≪高さは路面を起点としています。≫

1. 巻石は、境界とその距離を1cm以上とるものとすること。
2. 巻石及び盛土の高さは、20cm以下とすること。ただし、玉垣と一体式のものについては、その高さを50cm以下とすること。
3. 墓石及びこれに類するものの高さは、180cm以内とすること。
4. 墓碑は1墓所1基とし、使用者名を刻印すること。
5. 植栽は、常に高さ80cm以下に整形できる樹種を選び、隣地又は通路に支障を及ぼさないようにすること。

墓石等施工基準図（平面図・立面図）



平面図

立面図



**巻石等の寸法**

* 2㎡墓所

間口123cm以内

奥行160cm以内

* 3㎡墓所

間口148cm以内

奥行200cm以内

* 巻石の高さは、20cm以下とし、玉垣と一体式のものは、50cm以下としてください。
* 墓石の高さは、180cm以内とし、巻石は境界から1cm以上離してください。

巻石等施工基準図（巻石・玉垣）



巻石等の寸法

2㎡墓所

間口123cm以内

奥行160cm以内

3㎡墓所

間口148cm以内

奥行200cm以内

２０cm以下

巻石



玉垣

巻石

20cm以下

巻石と玉垣が一体式のものについては、高さ５０cm以下とすること



玉垣

50cm以下

玉柱

公営霊園臨時使用許可及び工事届について

1. 公営霊園臨時使用許可申請

巻石や墓碑の設置・撤去など、墓石等に関する設置・撤去工事を行う際には、事前に公営霊園臨時使用の許可を受けてください。

申請書類に施工事業者の印鑑を押印（個人事業主等の場合は、署名もしくは記名押印）し、担当者、連絡先を記載してください。墓石建立図（公社指定の様式）、その他参考図を添付して提出ししてください。

申請書類の様式は、（一財）川西市都市整備公社に設置しています。また、市のホームページ（川西市公営霊園　　　　　　　）からダウンロードできます。

検索

1. 申請書類の提出受付

【提 出 先】（一財）川西市都市整備公社（川西市役所５階７番窓口）

【受付日時】平日〔年末年始（12/29～翌年1/3）は除く〕の午前９時から午後５時３０分

【受付期間】工事開始日の1か月から2日前まで

（３）公営霊園臨時使用手数料　　3,000円（消費税込）

（４）工事許可期間　　１か月以内

（５）工事が実施できない期間（許可期間内であっても、以下の期間は工事できません。）

* 1. 土・日曜日及び祝日
  2. お盆（8/12～8/16）
  3. 彼岸（彼岸の入りから明けまでの1週間　3月・9月）
  4. 年末年始（12/28～翌年1/4）
  5. その他公社理事長が指定する日

（６）工事施工〔霊園内への資材の搬入含む〕時間　　午前９時から午後５時まで

（７）工事届出書（着手・完了）の提出と完了検査

【提 出 先】川西市公営霊園管理事務所（川西市柳谷字鷹尾山馬古場１２番１号）

【受付時間】午前9時から午後5時（年末年始12/29～1/3は除く。）

* 工事届出書及び工事予定表（着手時）

：墓石建立図（公社指定の様式）、その他参考図を添付し、工事前に提出

* 工事届出書（完了時）：完了検査を受ける時に提出

【完了検査】工事完了時に必ず公営霊園管理事務所職員の完了検査（撤去時は、埋め戻し前と後２回）を受けてください。

（８）その他注意事項

* 1. 作業中の注意事項（施工事業者）
     + モルタル練りは多少にかかわらず「ふね」「鉄板」等を使用すること。
     + 土・砂利等は道路等に直接置かず、必ず「シート」を使用すること。
     + 公営霊園内において、墓石等の材料の運搬や機材の使用により、他の墓石や建物に傷や破損をさせないよう注意し、もし、起こった場合は、必ず管理事務所に申し出るとともに、施工事業者の責任で対応すること。
  2. 後片付けに関する注意事項（施工事業者）
     + 工事の残土やモルタル等は、必ず持ち帰ること。公営霊園内での廃棄はできません。
     + 工事に使用した工具類を洗うときは、指定された場所で行うこと。

* + - 工事完了時には、霊園管理事務所の完了検査を必ず受けること。
  1. その他
     + 公営霊園内での一切の営業活動は禁止します。
     + 公営霊園内に建札や貼り紙をしないこと。
     + 無届けで作業を行った場合は、臨時使用許可がでるまで工事作業を差し止めます。
     + 注意事項に違反した場合は、一定期間作業の停止処置を行うことがあります。
     + 建立済みの墓石や墓標へ埋蔵者名等の彫込工事のみを行う場合は、「墓碑及び墓標等彫 込工事届」を公営霊園管理事務所に提出してください（臨時使用許可申請は不要）。

墓 石 等 の 設 置 ・ 撤 去 工 事 に 係 る

公営霊園臨時使用許可申請及び工事届について

　（令和元年７月作成）

一般財団法人　川西市都市整備公社

〒666-8501　川西市中央町12番1号　川西市役所5階

☎　072-740-1219

川西市公営霊園管理事務所

〒666-0144　川西市柳谷字鷹尾山馬古場12番地の１

☎　072-799-2030